

伊 国 企 第 52 号  
令和 5 年 8 月 17 日

伊豆の国市市民憲章審議会  
会長 柴 雅房 様

伊豆の国市長 山 下 正 行

## 諮問書

本市では、令和 7 年 4 月に迎える市制施行 20 周年を記念し、市民が一体となって歩むべき伊豆の国市の未来に向けた道しるべを刻むものとして、市民憲章を制定することといたしました。

市民憲章は、市の価値観や目標を明確にし、市民の権利を保護するとともに責任を自覚するための枠組みとなり、多様性を尊重しながら、共通の目標を追求するための基盤となります。

つきましては、本市の市民憲章の制定に向けて、伊豆の国市市民憲章審議会条例第 1 条の規定により、次の事項について貴審議会に諮問いたします。

### 記

#### 【諮問事項】

市民の思いや誇りが表現されるとともに、市民の心の支えとなる半永久的な理想を掲げた市民憲章案について